

65 歳を迎え、障がい福祉サービス利用から介護保険サービス利用へ移行された方へ

(新) 高額障がい福祉サービス費のご案内

制度の内容 及び 対象者

65 歳になるまでに 5 年以上、特定の障がい福祉サービスを利用していた方で、一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した障がい福祉サービスに相当（類似）する介護保険サービスの利用者負担が償還されます（平成 30 年 4 月利用分以降が対象）。

対象となるのは以下の要件を全て満たした方です。

1. 65 歳に達する日の前日まで 5 年間にわたり、介護保険相当障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所のいずれか）の支給決定を受けていたこと。
 2. 当該障がい者が 65 歳に達する日の前日において、市民税非課税又は生活保護世帯に該当し、65 歳以降に償還の申請をする際にも市民税非課税又は生活保護世帯に該当すること。
 3. 65 歳に達する日の前日において障がい支援区分が区分 2 以上であったこと。
 4. 65 歳まで介護保険サービスを利用していないこと。（40 歳から 65 歳になるまでの間に特定疾病により介護保険サービスを利用したことがある場合は対象となりません。）
- ※ 平成 30 年 4 月 1 日以前に 65 歳に到達していた場合も上記を満たせば対象となります。

対象となる費用

介護保険サービスのうち、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護）の利用者負担額。

※介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは含まれません。なお、高額介護サービス費等の対象となる場合は、高額介護サービス費等の支給後の利用者負担額が対象となり、算定にお時間を頂きますので、あらかじめご了承ください。

申請方法

対象になることが見込まれる方には、障がい福祉課から申請書類及び案内を送付いたしますので、案内に基づき、以下の書類を添えて申請してください。

- ① (新) 高額障害福祉サービス等給付費申請書
- ② 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの
- ③ 介護保険サービス事業所から発行された利用者負担額の領収書
- ④ 介護保険の被保険者証
- ⑤ 本人名義の預金通帳の写し（振込先確認のため）
- ⑥ 同意書（課税状況、介護保険等の必要な情報を関係機関に確認することへの同意書です。）
- ⑦ 印鑑

ご不明な点などがございましたら、下記までご連絡をお願いします。

(お問い合わせ先)

延岡市 障がい福祉課 自立支援係

電 話：0982-20-7252

FAX：0982-21-0203